

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名		船津幹線（第2工区）下水道工事	
施工場所		姫路市豊富町豊富地内	
施工期限		令和8年（2026年） 3月30日限り	
工事概要		内径500mm管推進工 施工延長 159m 内径490mm管推進工 施工延長 111m 人孔設置工 3箇所 立坑工 2箇所 付帯工 一式	
前金払の有無		有	
中間前金払の有無		有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無		有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）	
予定価格		契約締結後に公表	
最低制限価格の有無		無	
低入札価格調査の有無		有	
総合評価の方法及び評価値		評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数は14点とする。 各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。	
入札参加資格	入札参加形態	単体	
	登録業種（特殊工法）	土木工事	
	建設業許可区分	土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者	
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。	
	市内外区分及び総合評価値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・市内業者で土木一式工事の総合評価値が930点以上ある者 ・豊富校区（小学校校区）に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評価値が890点以上930点未満の者	
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が1億5,000万円以上ある者	
	その他	平成22年4月1日以降に完了した公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和5年8月21日施行）第3条第10号に掲げる機関）が発注した中大口径（内径800mm以上）の密閉型推進工法又は小口径管推進工法（泥水式又は泥土圧式に限る。）による管渠推進工事の施工実績を元請として有する者。	
入札参加申込み	申込書等配布期間	公告の日から令和7年（2025年） 9月11日まで	
	入札参加申込期間	令和7年（2025年） 9月 4日 午前9時30分から 令和7年（2025年） 9月11日 午後4時まで	

入札参加資格審査	提出書類	・競争参加資格確認申請書 ・制限付一般競争入札参加申込書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・工事施工実績調書
	提出期間	令和7年（2025年） 9月 4日から 令和7年（2025年） 9月11日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、最終日は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
確認通知書	送付予定日	令和7年（2025年） 9月12日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和7年（2025年） 9月17日
技術資料	提出書類	・総合評価落札方式技術提案書
	提出期間	令和7年（2025年） 9月 4日から 令和7年（2025年） 9月25日まで（本市の休日を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、令和7年（2025年）9月25日は午前9時30分から正午まで
契約条項を示す期間		令和7年（2025年） 9月 4日から 令和7年（2025年） 10月 3日まで
設計図書	閲覧期間	令和7年（2025年） 9月 4日から 令和7年（2025年） 10月 3日まで
	質問受付期限	令和7年（2025年） 9月17日 午後4時まで
	質問回答開始	令和7年（2025年） 9月24日
入札書提出期間		令和7年（2025年） 10月 6日 午後1時から
		令和7年（2025年） 10月 7日 午後4時まで（電子入札システムの休止時間を除く。）
開札予定日時		令和7年（2025年） 10月 8日 午前〇時30分
開札予定場所		姫路市上下水道局経営管理部経営管理課（姫路市財政局財務部契約課内）
積算疑義申立制度の有無		有
金入り設計書閲覧期限		令和7年（2025年） 10月10日 正午まで
積算疑義申立期限		令和7年（2025年） 10月10日 正午まで
落札審査	提出書類	・（落札候補者）審査申請書 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
	提出期限	令和7年（2025年） 10月14日 正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和7年（2025年） 10月16日
契約予定日		令和7年（2025年） 10月22日
総合評価を行う理由		姫路市上下水道局総合評価競争入札試行要綱（令和4年4月1日制定）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成19年8月17日制定）第3条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和7年姫路市上下水道局公告第47号「令和7年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について（工事）」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

別表

施工能力評価型(通常型)				
評価区分	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の施工能力	同種工事（※１）の施工実績	過去10年度間における同種工事の施工実績あり	１点	／１点
	過去３年度間の本市発注工事における工事成績等（発注工種に係るものに限る。）	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びCをいずれも満たしている、又はBを満たしている ③下記のCを満たしている A 姫路市優秀工事表彰制度による表彰を受けている B 本市発注工事における工事成績に「秀」の評定がある C 本市発注工事における工事成績に「優」の評定がある	①２点 ②1.5点 ③１点	／２点
配置予定技術者の能力（※２）	同種工事（※１）の施工実績	過去10年度間における同種工事の施工実績あり	１点	／１点
	過去５年度間の本市発注工事における工事成績（発注工種に係るもので、監理技術者として従事した工事に限る）	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①「秀」の評定が複数ある、又は「秀」及び「優」の評定が両方ある ②「秀」の評定がある、又は「優」の評定が複数ある ③「優」の評定がある	①３点 ②２点 ③１点	／３点
	継続学習の取組状況	推奨単位以上取得	１点	／１点
品質管理	ダンピング受注対策	入札額が調査基準価格以上である	１点	／１点
	ISO9001 認証取得の有無	ISO9001 の認証を取得している	１点	／１点
	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	CCUSの事業者登録を行っている	0.5点	／0.5点
担い手確保	若手技術者育成の取組状況	下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びBのうち、1つを満たしている A：技術職員名簿に記載された満３５歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の１５％以上である B：新たに技術職員名簿に記載された満３５歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の１％以上である	①１点 ②0.5点	／１点
	パートナーシップ構築宣言の公表	公表している。	0.5点	／0.5点
次のA～Iについて、１項目0.25点として得点を積み上げ、合計点2.25点中 2点を上限 として評価する。				／２点
社会貢献等	A	環境負荷削減活動	ISO14001 又はエコアクション２１のいずれかの認証を取得している	
	B	災害時等への地域貢献	姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方の会員又は姫路市地域防災貢献事業所として登録している	
	C	障害者雇用	法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している	
	D	兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無	兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している	
	E	再犯防止推進事業への取り組み	保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている	
	F	ひめじ街路樹アダプト制度に関する活動	ひめじ街路樹アダプト制度の合意書を取り交わしており、対象市道の維持管理を行っている	
	G	まちかど100mクリーンアクションに関する活動	まちかど100mクリーンアクションに登録し、本事業に関する活動を年6回以上行っている	
	H	健康経営優良法人	健康経営優良法人認定制度による認定を取得している	
	I	消防団活動への貢献	消防団協力事業所表示制度の認定を受け、かつ姫路市消防団の団員を雇用している	
減点項目	指名停止措置の履歴	あり	△１点 ×回数	／△１点 ×回数
合 計				／１４点

※１ 同種工事とは、平成２７年４月１日以降に完了した、中大口径（内径８００mm以上）の密閉型推進工法又は小口径管推進工法（泥水式又は泥土圧式に限る。）による推進延長１００m以上の管渠推進工事（公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和５年８月２１日施行）第３条第１０号に掲げる機関をいう。）が発注したものに限る。）を元請として施工した工事とする。また、共同企業体の構成員（出資比率が２０パーセント以上に限る）として受注した場合においても同様とする。

※２ 配置予定技術者については、最大２名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。